

## 1. 地域優良賃貸住宅の趣旨や入居条件を理解して下さい。

### 趣旨

- (1) 地域優良賃貸住宅は、居住の安定に特に配慮が必要な子育て世帯や新婚世帯に対して優良な賃貸住宅の供給を促進する目的で国及び地方自治体が協力して、建設された物です。  
従って入居者は、国が制定する関係法令・南越前町地域優良賃貸住宅の設置及び管理条例等を順守していただくなくてはなりません。（家賃が民間と比較して安価である代わりに、所得の報告義務等、民間にはない事項が何点もあります。）

### 入居条件

- (1) 現に住宅に困窮していることが明らかであること
- (2) 税金や公共料金の滞納がないこと
- (3) 認定月収が 158,000 円以上 387,000 円以下であること  
(158,000 円に満たない者の内、上昇が見込まれる者)
- (4) 国が制定する関係法令、町の条例等を順守し、改定があった際には改定されたものに従うこと
- (5) 南越前町に定住を希望しており、少なくとも 5 年以上定住することについて誓約書を提出すること
- (6) 入居後に遅滞なく住民票の移動を行うこと
- (7) 子育て世帯もしくは新婚世帯であること  
子育て世帯…同居者に 18 歳未満の者または妊娠している者がいる者  
新婚世帯…配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）を得て 5 年以内の者
- (8) 以下の条件を満たす連帯保証人を 1 名用意できること。（保証人の印鑑証明と所得証明が必要）
  - ア 独立の生計を営んでいる
  - イ 入居決定者と同等以上の収入がある
  - ウ 未成年者、成年被後見人、被保佐人及び破産者でない
  - エ 公営住宅を使用していない
  - オ 県内に居住または勤務場所を有している  
(移住者等で「オ」の条件を満たすことが困難な方は、担当にご相談下さい。)
- (9) 申込者及び同居人の中に暴力団関係者がいないこと。

## 2. 公開抽選・優先的入居について理解して下さい。

- (1) 公募期間中に入居申込をした者の数が、入居させるべき町営住宅の数を越える場合は、公開の抽選により決定します。
- (2) 災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において、町長の判断により抽選を行わず優先的に入居させる事があります。
- (3) 優先的に入居させるべきと考えられる者の申込が複数ある場合は、その者間での公開抽選により決定します。

### 3. 「請書」の準備について

- (1) 入居の許可があった日から10日以内に「請書」の提出及び敷金（家賃の3ヵ月分）の納付をしていただかなくてはなりません。保証人に話をしておく等の準備をしておいて下さい。 ※ 入居が許可にならなかった場合は関係有りません。

### 4. 使用料の徴収について

- (1) 敷金の納付と入居請書の提出が確認できたら、部屋の鍵をお渡しします。  
部屋の鍵をお渡しした日から日割りで家賃を徴収します。
- (2) 3か月以上滞納された場合は、退去して頂くことがありますので、必ず毎月の期限までに納付してください。

### 5. 退去時について

- (1) 退去時には、畳の表替え（障子がある場合は障子の張替）および入居者の瑕疵による破損個所の修繕を行っていただきます。  
また、ハウスクリーニング業者を手配させていただきます。これらの費用については、敷金から差引し、不足する分については追加徴収となりますのでご了承ください。  
過去の退去時修繕費用の平均額は約8万円となっております。（令和元年度末時点）

### 6. その他

- (1) 地域優良賃貸住宅は、町民共有の大切な財産であり、当然ながら個人の所有物ではありません。退去後は、次の入居者の方が使用していきますので、大切に使用して下さい。  
また、住宅の所在する区のルールに従い、区費の納入や行事への参加をしてください。

### 7. 入居申込書の提出について

- (1) 入居希望者説明資料を熟読し、同意の上で入居申込書を提出して下さい。

上記事項については、担当職員より説明を受けました。

令和 年 月 日

氏名 \_\_\_\_\_